

各位

都城市長 池田 宜永
(公印省略)

令和6年度介護保険負担限度額認定申請について（お知らせ）

介護保険制度の円滑な運営につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和5年度分の介護保険負担限度額認定証（うぐいす色）をお持ちの方の有効期限は、令和6年7月31日までとなっております。

つきましては、令和6年8月以降の「令和6年度分の限度額認定」を希望される方は、下記のとおり手続きを行っていただきますようお願いいたします。郵送での申請も可能です。提出書類に不備の無いよう、御確認の上申請ください。

記

1 手続きが必要な方

負担限度額認定申請の「対象者要件及び預貯金等資産要件（裏面に記載）」を満たし、令和6年8月以降に、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又はショートステイを利用され、食費・居住費（滞在費）の負担軽減を希望の方

2 手続きに必要なもの

【窓口手続きの場合】

(1) 介護保険負担限度額認定申請書（両面）

（フリクションボールペンなどの消えるペンでの記入は不可）

※記入方法については、別添の記入例をご参照ください。

(2) 預金に関する申告（別添の記入例を参照）

(3) 対象者及び配偶者（内縁者含む）の所有する全ての資産（預貯金等）の金額が確認できる書類（詳細は裏面に記載）

※保有の全ての資産（普通預金・定期預金、有価証券、債務の借用証書など）の写し
※通帳は、全ての通帳の表紙（金融機関名、口座名義人、口座番号等の確認できる部分）と申請日直近の記帳のあるページを含む3ページ程度（※詳細は裏面参照）

(4) 申請者の身分証明書（原本）

(5) 窓口で代理で手続きをされる方の身分証明書（原本）

※身分証明書は、顔写真付きは1点（マイナンバーカード、免許証等）、顔写真のないものは2点（健康保険証、介護保険証等）

(6) 印鑑

【郵送手続きの場合】

(1) の両面記入、(2)、(3) 及び (4) 並びに (5) の写しを同封ください。

《送付先》〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号 都城市役所介護保険課給付担当

※郵送申請の場合、郵送の封筒・切手は申請者で御負担ください。

3 手続き期間

令和6年7月1日（月）から令和6年7月31日（水）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝祭日を除く。）

※受付開始の週は窓口が大変混雑することが予想されます。時間に余裕をもってお越しください。

裏面あり

4 手続・相談窓口 介護保険課（都城市役所本館 1階オレンジ7番）
各総合支所地域生活課

※7月、8月におきましては、一括更新の時期のため、各市民センターにおけるリモート窓口に対応することができません。上記の窓口もしくは郵送にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

（文書取扱：介護保険課 給付担当（オレンジ7番） 1階 Tel.0986-23-2114 ）

申請に必要な書類

申請には、**預貯金などの資産額が確認できる書類の添付が必要**です。

【添付書類】

1. 預貯金通帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金通帳の表紙 ・ 金融機関名、口座名義人、口座番号等の確認できる1ページ目。 ・ 最終残高（申請日直近から遡り2～3か月。1ページのみ記載がある通帳は、繰越前の通帳が必要な場合もあります。）の確認できるページを含む3ページ程度。 ・ 定期預金のページに記載がある場合は、定期のページ全て。 <p>上記4点がわかるようにコピーして下さい。 ※通帳を複数所有している場合は、<u>全ての</u>通帳を提出してください。 ※最終取引日の記載がR6年6月15日以降で<u>最新の記帳</u>の印字。 ※<u>申請日の直近の年金振込み記載が必要</u>です。</p>
2. 定期預金 有価証券 等	氏名及び金額の確認できる写し
3. 負 債	氏名及び負債額の確認できる書類の写し

※添付書類は被保険者及び配偶者分（内縁者を含む）が必要となります。

※預貯金等の額を適切に把握することを目的に、必要に応じ金融機関等への調査を行うため、調査に1か月以上かかる場合があります。虚偽の申請で不正受給があった場合は、不正受給した額に加え、その額の2倍以下の加算金を課すことがあります。

軽減の対象となる方

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額 (夫婦の場合)
第1段階	・生活保護受給者	要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。） 全員が市民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円以下)
第2段階	年金収入金額 + 合計所得金額が80万円以下	650万円以下 (1,650万円以下)
第3段階①	・世帯全員が 市民税非課税 年金収入金額 + 合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)
第3段階②	年金収入金額 + 合計所得金額が120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)

※預貯金額要件の「(夫婦の場合)」には、世帯分離している配偶者（内縁者）も含まれます。